

(参考1)

平成16年6月2日  
事務連絡

各総合通信局情報通信部電気通信事業課長 殿  
沖縄総合通信事務所情報通信課長 殿

総合通信基盤局電気通信事業部  
事業政策課企画係長

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件については、従前より第一種電気通信事業の許可の際に周知徹底を図ってきたところですが、平成16年4月1日をもって電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の一部が改正され、第一種電気通信事業、第二種電気通信事業の事業区分が廃止されるとともに、新たに公益事業特権の付与に係る認定制度が創設されるといった制度の見直しがなされたことから、今後、電気通信事業法第117条第1項の規定に基づき新たに認定をした場合には、別添「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」を当該認定を受けた者に対し交付の上、周知徹底を図るようよろしく取り計らい願います。

## 別添

### 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件について、平成16年4月1日をもって農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部が改正され、同日付けで施行された。これにより、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の設置に係る農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の農地転用許可は要しないこととなった。

この改正は、認定電気通信事業者と農林水産大臣又は都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うよう当局が認定電気通信事業者を指導監督することを前提としてなされたものであるので、特に中継施設に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

## 記

- 1 認定電気通信事業者は、中継施設の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県農地担当部局長又は4ヘクタールを超える農地を当該事業計画地に含む場合には都道府県農地担当部局長及び所管地方農政局長（北海道にあっては、農林水産省農村振興局長。沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）に説明を行い、中継施設の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 認定電気通信事業者は中継施設の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 農地法施行規則第5条第22号及び第7条第16号において使用する用語は、次のとおりであること。
  - (1)「有線電気通信のための線路」とは、「送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。）」であって、具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、と

う道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいう。

(2)「空中線系(その支持物を含む。)」とは、「電波を放射し、又は吸収するため空中に張った導線及びこれに係る機器(その支持物を含む。)」であって、具体的には無線鉄塔等の工作物をいう。

(3)「中継施設」とは、「中継装置、送受信装置その他の装置により電気信号の増幅、切替えを行う施設」であって、具体的には電話中継所、無線中継所等の施設をいう。

4 したがって、交換施設、事務用社屋、訓練施設、研究施設、社員住宅、厚生施設等は、3の(1)から(3)までの許可除外対象施設には含まれないので、これらの施設を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事の許可(4ヘクタールを超える農地が含まれる場合には農林水産大臣の許可)を受けなければならないこと。

(別紙)

事業計画書

年 月 日  
認定電気通信事業者名

- 1 事業の名称
  - 2 事業の目的
  - 3 事業計画の概要
  - 4 計画地の概要
- (1) 所在 (線路にあっては経過する市町村名を記載)

(2) 面積 (概数)

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール

- 5 計画に関する農業関係公共事業 (事業ごとに記載)
- (1) 事業主体
- (2) 施行面積
- (3) 事業の種類
- (4) 施行の時期
- (5) 計画地に関する面積
- (6) 計画地に関する施設の種類、数量
- (7) その他 (開拓事業の場合にあっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡し及び成功検査年月日)

- 6 調整措置

- (1) 農業施設との調整措置
- (2) 受益面積減による調整措置
- (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
- (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

- 7 添付図

- (1) 事業概要図
- (2) 農業関係公共事業区域図 (計画地との関係を明示)

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

## 提案事項(事項名)

認定電気通信事業者による農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とすること

## 提案団体

奈良県

## 制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

## 求める措置の具体的内容

認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に供するための農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

認定電気通信事業者による携帯電話の基地局(中継施設)設置に伴う農地転用については、「中継施設の設置に係る用地取得前に、その事業計画書について都道府県農地担当部局長に説明を行い、中継施設の設置と土地利用事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。」(認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡))とされている。しかし、中継施設設置のための農地転用は、毎年30~50件程度あり、その多くは農地のごく一部を転用するのみで農業への影響は小さい。

ところが、現状では規模等にかかわらず、文書による調整を事業者に求めている。事業者は県との調整に当たって事業計画書や図面等の添付書類を準備する必要があり、県としても事業計画の精査等の事務のみならず、必要書類が不足する場合は事業者への補正指示や、農業委員会との調整にも時間を要しており、事業者に回答するまで提出書類一式が揃ってから、大体2週間程度かかっており、事業者と行政双方にとって負担となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の判断により協議の要否を決定できる運用とすることで、事業者は小規模な基地局の転用等については協議に必要な書類の作成を省略でき、速やかに事業に着手できる。また、都道府県も農業への影響の大きい転用事業についてのみ事業計画の精査や事業者への指導を行うことで、行政事務の効率化を図ることができる。

## 根拠法令等

農地法施行規則第29条及び第53条、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡)、農地法施行規則第五条および第七条の一部改正について(昭和45年10月7日付45農地B第2921農林省農地局長通達)、農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和60年12月9日付60構改B第1685農林水産事務次官通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

京都市、大阪府、徳島県

○中継施設の設置について、昨年度の転用面積は1件当たり2.5㎡～10.5㎡と小規模であり、調整の必要性は認められない。

#### 各府省からの第1次回答

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整については、認定電気通信事業者が農地に中継施設等を設置する場合は、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可が不要であるものの、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防止し、農業と電気通信事業の円滑な実施を図ることが望ましいとの考えから、あくまでも技術的助言として示しているものである。  
したがって、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、こうした支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整についての現行の通知では、認定電気通信事業者が農地に中継施設を設置する場合は、常に調整を要するものと解釈するのが自然である。そのため、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が少ないと判断できる場合には調整を要しないといったルール等を農地転用許可権者が示せば、中継施設であっても調整不要という運用で差し支えないのであれば、改めて通知等によりその旨を明示いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整について、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、中継施設等の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない旨、通知等により明示することとしたい。

(別添2)

令和2年11月13日  
事務連絡

北海道農政部経営局農地調整課長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部  
農村計画課課長補佐（農地転用班）

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて  
(技術的助言)

このことについて、土地改良事業への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防ぐため、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」（平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係長事務連絡。参考1のとおり。）に基づき、認定電気通信事業者に対し、都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に規定する指定市町村をいう。）の長（以下「都道府県知事等」という。）との調整（以下「事前調整」という。）について周知徹底されていたところです。

今般、令和2年地方分権改革に関する提案募集において、一定の場合に事前調整を不要とすることについて提案があったこと（別添1のとおり。）を踏まえ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言として、下記の事項に留意していただくようお願いします。

また、貴職におかれては、貴管内の市町村及び農業委員会に対してもこの旨御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、このことについては、別添2のとおり総務省において連絡されているので御了知願います。

記

- 1 事前調整については、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、農業上の土地利用に支障が生じるおそれがないと判断するものについて、これを不要とする運用が可能であること。
- 2 都道府県知事等においては、1による運用を行う場合においては、事前調整が中継施設の設置に伴う土地改良事業への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防ぐためであること等も踏まえつつ、必要なルール等を定め、認定電気通信事業者等に周知すること。

(別添3)

総基事第228号  
令和2年11月13日  
事務連絡

各総合通信局情報通信部電気通信事業課長 殿  
沖縄総合通信事務所情報通信課長 殿

総合通信基盤局電気通信事業部  
事業政策課制度係長

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件については、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」(平成16年6月2日事務連絡)に基づき、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第117条第1項の規定に基づく認定を受けた者に対し周知徹底を図ってきたところです。

今般、令和2年地方分権改革に関する提案募集において、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用に関する都道府県知事等に対する調整を一定の場合には不要とすることについて提案があり、農地転用許可権者である都道府県知事等において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、農業上の土地利用に支障が生じるおそれがないと判断されるものについてこれを不要とする運用が可能であるという整理が行われたところです。

今後は、別添「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」を、当該認定を受けた者に対し交付の上、周知徹底を図るようよろしく取り計らい願います。



別添

## 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件について、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供する場合に係る農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の農地転用許可は要しないこととされている。

これは、認定電気通信事業者と都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うよう当局が認定電気通信事業者を指導監督することを前提としたものであるので、特に中継施設に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

なお、都道府県知事等において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、農業上の土地利用に支障が生じるおそれがないと判断されるものについては、当該調整は不要である。都道府県知事等が定めるルール等について不明な点がある場合には、都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）の農地担当部局に問い合わせること。

## 記

- 1 認定電気通信事業者は、中継施設の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県等の農地担当部局長に説明を行い、中継施設の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 認定電気通信事業者は中継施設の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第16号及び第53条第

14号において使用する用語は、次のとおりであること。

- (1)「有線電気通信のための線路」とは、「送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。）」であって、具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいう。
- (2)「空中線系（その支持物を含む。）」とは、「電波を放射し、又は吸収するため空中に張った導線及びこれに係る機器（その支持物を含む。）」であって、具体的には無線鉄塔等の工作物をいう。
- (3)「中継施設」とは、「中継装置、送受信装置その他の装置により電気信号の増幅、切替えを行う施設」であって、具体的には電話中継所、無線中継所等の施設をいう。

4 したがって、交換施設、事務用社屋、訓練施設、研究施設、社員住宅、厚生施設等は、3の(1)から(3)までの許可除外対象施設には含まれないので、これらの施設を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。

(別紙)

事業計画書

年 月 日  
認定電気通信事業者名

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の概要
- 4 計画地の概要
  - (1) 所在 (線路にあつては経過する市町村名を記載)
  - (2) 面積 (概数)

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ヘク ター	ヘク ター	ヘク ター	ヘク ター	ヘク ター	ヘク ター

- 5 計画に関する農業関係公共事業 (事業ごとに記載)
  - (1) 事業主体
  - (2) 施行面積
  - (3) 事業の種類
  - (4) 施行の時期
  - (5) 計画地に関する面積
  - (6) 計画地に関する施設の種類、数量
  - (7) その他
- 6 調整措置
  - (1) 農業施設との調整措置
  - (2) 受益面積減による調整措置
  - (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
- 7 添付図
  - (1) 事業概要図
  - (2) 農業関係公共事業区域図 (計画地との関係を明示)